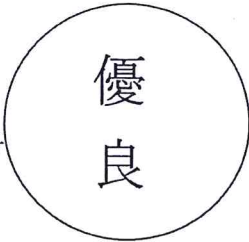


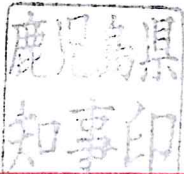
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 鹿児島県鹿児島市東谷山五丁目20番11号
氏 名 株式会社サニタリー
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 池本宗隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



許可の年月日 平成25年12月20日
許可の有効年月日 平成32年12月19日



- 1 事業の範囲
別表のとおり
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
なし
- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成10年6月2日	
変更届出	平成12年5月26日	法人の代表者を「池本美知子」に変更
変更許可	平成14年2月4日	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に「廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン）、廃酸（次のものを含むことのみにより有害なものに限る。カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、

シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、廃アルカリ (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、汚泥 (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン) を追加

更新許可	平成15年6月2日
変更届出	平成19年8月20日
更新許可	平成20年6月2日
更新許可	平成25年6月2日
更新許可	平成25年12月20日
優良認定	平成25年12月20日

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効です

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン
感染性産業廃棄物	

